

妙高市医師養成修学資金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、市内の医療機関において特に充実する必要がある診療科（以下「指定診療科」という。）に従事又は開業しようとする医学生に対して修学に要する資金を貸与することにより、市内の医療機関の医師を確保し、もって当市における安定的な医療提供体制の整備を図ることを目的とする。

(貸与対象者)

第2条 市長は、次の各号のいずれにも該当し、将来、市内の医療機関において指定診療科に従事又は開業しようとする者に対し、妙高市医師養成修学資金貸与基金の範囲内において、妙高市医師養成修学資金貸付金（以下「修学資金」という。）を貸与することができる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（学校法人自治医科大学を除く。以下「大学」という。）の学生であって、医学を専攻する者。ただし、学校教育法に規定する大学院の学生は除く。
- (2) 臨床研修（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。）を修了後、市内の医療機関において指定診療科の常時勤務医師又は開業医（以下「常時勤務医師等」という。）として従事する意思のあるもの。ただし、臨床研修を修了した医師が専門的な知識及び技術を修得するために受ける研修（以下「専門医研修」という。）の履修等のため、直ちに市内の医療機関において指定診療科の常時勤務医師等として従事することが難しい場合は、5年を限度として従事を猶予するものとする。

(貸与金額及び貸与期間)

第3条 修学資金の貸与金額は、月額30万円を限度とする。

- 2 修学資金は、貸与を受けようとする者の申請に基づき、契約により貸与するものとする。
- 3 修学資金の貸与期間は、前項の契約で定めるものとし、6年を限度とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、延長することができる。

(保証人)

第4条 修学資金の貸与を受けようとする者は、保証人2人を立てなければならない。

- 2 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者（以下「修学生」という。）と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与の取消し等)

第5条 市長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その貸与を取り消すものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため学業を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 学業の成績が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、貸与の目的を達成する見込みがなくなったなど修学生として

適当でない認められるとき。

- 2 市長は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以降の分として貸与されたものとみなす。
- 3 市長は、修学生が留年（一の学年の課程を再度履修することをいう。）したときは、当該留年に係る期間、修学資金の貸与を停止するものとする。
- 4 市長は、修学生が正当な理由がなく第11条に規定する書類を提出しない場合には、修学資金の貸与を一時保留することができる。
- 5 市長は、第1項から第3項までの規定により修学資金の貸与を取消し、又は停止するときは、当該修学生に対してその理由を示さなければならない。

（返還債務の当然免除）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の債務（以下「返還債務」という。）を免除するものとする。この場合において、1月に満たない月は、1月とする。

- （1）大学を卒業した後、医師の免許を取得し、更に臨床研修を修了した後、市内の医療機関において指定診療科の常時勤務医師等として在職し、診療に従事した期間（以下「在職期間」という。）が、修学資金の貸与を受けた期間（第5条第2項又は第3項の規定により貸与されなかった期間を除く。）の2分の3に相当する期間に達したとき。ただし、専門医研修の履修等のため、直ちに市内の医療機関に従事することが難しい場合は、5年を限度として従事を猶予するものとする。
- （2）市内の医療機関において在職中に、死亡し、又は職務に起因する心身の故障のため解雇（開業医においては閉院）されたとき。

（返還及び利息）

第7条 修学生は、前条の規定により返還債務の全部を免除される場合を除き、次の各号のいずれかに該当する場合には、貸与を受けた修学資金の総額に利息（以下「返還利息」という。）を付した額を返還しなければならない。

- （1）第5条第1項の規定により、修学資金の貸与を取り消されたとき。
 - （2）医療機関で診療に従事することが可能になってから、5年を経過しても市内の医療機関において指定診療科の常時勤務医師等として従事しなかったとき。
 - （3）市内の医療機関において在職期間が前条第1号に規定する期間を満了せず、常時勤務医師等でなくなったとき。ただし、前条第2号に該当する場合は除く。
 - （4）大学を卒業した日から2年以内に医師の免許を取得しなかったとき。
- 2 返還利息の額は、当該修学資金の額に、当該貸与を受けた日の翌日から最後に貸与を受けた日までの日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した額とする。
 - 3 返還利息の額の計算についての年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（返還債務の裁量免除）

第8条 市長は、修学生の在職期間が36月に達した場合は、返還債務（利息の返還の債務を含

む。)の一部を免除することができる。この場合において、1月に満たない月は、1月とする。

2 市長は、修学生が前条第1項の規定による返還をすることとなる場合において、死亡又は心身の故障その他やむを得ない理由により貸与を受けた修学資金を返還することが困難となったと認めるときは、返還債務(利息の返還の債務を含む。)の全部又は一部を免除することができる。

(返還債務の猶予)

第9条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間、返還債務を猶予することができる。

- (1) 大学を卒業した時から医師の免許を取得するまでの期間。ただし、猶予する期間は、2年を超えることができない。
- (2) 医師の免許を取得した後、直ちに臨床研修を受け、当該研修が修了するまでの期間。ただし、猶予する期間は、2年を超えることができない。
- (3) 臨床研修を修了した後、市内の医療機関で指定診療科の常時勤務医師等となるまでの期間。ただし、猶予する期間は、5年を超えることができない。
- (4) 市内の医療機関で指定診療科の常時勤務医師等となった後、在職し、又は診療に従事している期間
- (5) 災害、病気その他やむを得ない理由があるとき。その理由の継続する期間。ただし、猶予する期間は、2年を超えることができない。

(延滞利息)

第10条 修学生は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

2 第7条第3項の規定は、前項の延滞利息について準用する。

3 第1項の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、延滞利息の支払の全部又は一部を免除することができる。

(書類の提出)

第11条 修学生は、規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。